

**一般廃棄物処理施設整備・運営事業
余熱利用計画の変更等に伴う募集要項等の変更箇所一覧**

令和3年6月18日

能代山本広域市町村圏組合

余熱利用計画の変更等に伴う募集要項等の変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前 [募集公告公表時点]	修正後
			III	5						
1	募集要項	6	III	5				<p>可燃ごみ処理施設 処理対象物：可燃ごみ 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ 処理方式：ストーカー方式 施設規模：80 t /24h (40 t /24h × 2 炉)</p>	<p>可燃ごみ処理施設 処理対象物：可燃ごみ 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ 処理方式：ストーカー方式 施設規模：80 t /24h (40 t /24h × 2 炉) エネルギー回収率：循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要綱に従い、エネルギー回収率17.0%以上とする。</p>	
2	募集要項	7	III	10	(1)	ア	(7)	<p>本施設の設計に関する業務</p>	<p>③ 組合が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）等申請支援</p>	<p>③ 組合が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請等支援</p>
3	募集要項	8	III	10	(2)	ア		<p>本施設の設計に関する業務</p>	<p>② 本施設の交付金及び補助金申請手続</p>	<p>② 本施設の交付金申請手続</p>
4	募集要項	8	III	11	(2)			<p>余熱利用計画</p> <p>運営事業者は、焼却による熱エネルギーの適切かつ効率的な余熱利用を行う。本施設の余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電電力については、可燃ごみ処理施設での自家消費及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含め、本施設で利用する。熱については、冬季の事業実施区域内のロードヒーティング等への熱供給を含め、本施設で利用する。 なお、東北電力株式会社においては、これまで本施設からの電力の逆潮流についての空き容量がない現状があったとしてきたが、令和3年1月からノンファーム型接続の適用が始まった。 本事業については、現状、逆潮流を行わないことを前提に推進し、事業者を募集しているが、逆潮流を行うか否かについては、改めて令和3年6月（予定）のノンファーム型接続の接続検討の回答を受けて検討し、決定するものとする。 検討の結果、本事業において逆潮流を行うものと判断した場合には、募集及び特定に関するスケジュール並びに募集要項等を見直す場合がある。なお、逆潮流をすることとなった場合の余剰電力の売却収入は組合に帰属するものとする。</p>	<p>焼却による熱エネルギーの適切かつ効率的な余熱利用を行う。余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電電力については、可燃ごみ処理施設での自家消費及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含め、本施設で利用し、余剰電力は売電する。熱については、冬季の事業実施区域内のロードヒーティング等への熱供給を含め、本施設で利用する。エネルギー回収率は、17.0%以上（エネルギー回収率の算定は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」による。）とする。 余剰電力については売電することになるが、ノンファーム型接続であることから、最大売電電力を680kWとすること。また、電力系統の容量により出力制御された際には、電力会社の指定出力で運転できるようにすること。 なお、提案価格については、東北電力からの出力制御がないことを前提に買電料金を算出すること。出力制御を受けた際には、提案価格で見込んでいなかった買電料金を実費精算するものとする。</p>	
5	募集要項	9	III	11	(3)			<p>なし</p>	<p>(3) 売電収入の帰属先 電力事業者への余剰電力の売電収入は組合に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。</p>	
6	募集要項	9	III	11	(4)			<p>組合が適用を予定している交付金及び補助金について</p> <p>組合は、本事業の実施に関して、可燃ごみ処理施設は補助金、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は組合において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。</p>	<p>(4) 組合が適用を予定している交付金について</p> <p>組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は組合において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。</p>	

余熱利用計画の変更等に伴う募集要項等の変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前 [募集公告公表時点]	修正後	
7	募集要項 添付資料-4	9/9						モニタリング及び対価の減額等について	なし	<p>6 計画売電電力量未達減額措置</p> <p>(1) 組合における実績処理対象物量及び実績ごみ質並びに実売電電力量の確認 毎月の実績処理対象物量及び実績ごみ質は、運営事業者の月間業務完了報告書により組合が確認する。また、各年度終了時には、当該年度において運営事業者が処理をした実績処理対象物量及び実績ごみ質が計画範囲内であることを確認する。また、組合は毎月の実売電電力量を確認する。</p> <p>(2) 計画売電電力量の達成状況の確認 組合は運営事業者が提出する計画売電電力量達成状況報告書の内容を確認した結果、当該単年度又は連続する各事業年度の計画売電電力量達成ポイントが累積で-5ポイント以下に達した場合、ペナルティとして、当該単年度或いは累積で-5ポイント以下に到達した年度の最終月の運営業務委託費から累積年度の未達成量に当該年度の1kWhあたりの売電単価に50%を乗じた額を控除して支払う。ただし、電力会社より出力制御の指示があった場合を含め、計画売電電力量の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにし、発注者がこれを認めた場合には、この限りではない。 なお、ペナルティを与えた年度の計画売電電力量達成ポイントは次年度に持ち越さないものとする。</p>	
8	要求水準書 設計・建設業務編	9	第1章	第3節	1	(5)		余熱利用計画	<p>運営事業者は、焼却による熱エネルギーの適切かつ効率的な余熱利用を行う。本施設の余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電電力については、可燃ごみ処理施設での自家消費及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含め、本施設で利用する。熱については、冬季の事業実施区域内のロードヒーティング等への熱供給を含め、本施設で利用する。 なお、東北電力株式会社においては、これまで本施設からの電力の逆潮流についての空き容量がない現状があったとしてきたが、令和3年1月からノンファーム型接続の適用が始まった。 本事業については、現状、逆潮流を行わないことを前提に推進し、事業者を募集しているが、逆潮流を行うか否かについては、改めて令和3年6月（予定）のノンファーム型接続の接続検討の回答を受けて検討し、決定するものとする。 検討の結果、本事業において逆潮流を行うものと判断した場合には、募集及び特定に関するスケジュール並びに募集要項等を見直す場合がある。なお、逆潮流をすることとなった場合の余剰電力の売却収入は組合に帰属するものとする。</p>	<p>焼却による熱エネルギーの適切かつ効率的な余熱利用を行う。余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電電力については、可燃ごみ処理施設での自家消費及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含め、本施設で利用し、余剰電力は売電する。熱については、冬季の事業実施区域内のロードヒーティング等への熱供給を含め、本施設で利用する。エネルギー回収率は、17.0%以上（エネルギー回収率の算定は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」による。）とする。 余剰電力については、ノンファーム型接続となり最大売電電力は680kWとなるが、電力系統の容量により出力抑制されるため電力会社の指定出力で運転できるようにすること。</p>	
9	要求水準書 設計・建設業務編	30	第1章	第7節	3			試運転及び運転指導に係る費用	<p>本施設引渡しまでの試運転及び運転指導に必要な費用は、建設事業者の負担とする。ただし、有価物の売却収益については組合の収入とし、ごみの搬入と焼却灰、飛灰固化物及び処理不適物の搬出並びに処分、資源物の搬出に必要な費用は組合が負担する。</p>	<p>本施設引渡しまでの試運転及び運転指導に必要な費用は、建設事業者の負担とする。ただし、売電による収益及び有価物の売却収益については組合の収入とし、ごみの搬入と焼却灰、飛灰固化物及び処理不適物の搬出並びに処分、資源物の搬出に必要な費用は組合が負担する。</p>	
10	要求水準書 設計・建設業務編	64	第2章	第4節	1	(1)	ウ	(ウ)	材質 過熱器	[]	[SUS310または同等品以上]
11	要求水準書 設計・建設業務編	64	第2章	第4節	1	(1)	オ	(カ)	ボイラ本体 特記事項	<p>過熱器を設ける場合は、ダストや排ガスによる摩耗・腐食の起こり難いよう材質・構造・位置に特別の配慮をすること。</p>	<p>過熱器は、ダストや排ガスによる摩耗・腐食の起こり難いよう材質・構造・位置に特別の配慮をすること。</p>

余熱利用計画の変更等に伴う募集要項等の変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前 [募集公告公表時点]		修正後
			第2章	第4節	1	(1)	オ		(ウ)		
12	要求水準書 設計・建設業務編	64	第2章	第4節	1	(1)	オ	(ウ)	ボイラ本体 特記事項	エネルギー 回収型廃棄物処理施設整備マニュアルに従い、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」のエネルギー回収型廃棄物処理施設の1/2交付要件を満たすこと。エネルギー回収率については、運営・維持管理業務期間の経済性等も総合的に勘案した中で、提案によるものとする。	
13	要求水準書 設計・建設業務編	64	第2章	第4節	1	(1)	オ	(ウ)	ボイラ本体 特記事項	液面計及び圧力計はITV により中央制御室にて常時監視できること。	液面計はITV により中央制御室にて常時監視できること。
14	要求水準書 設計・建設業務編	71	第2章	第4節	8	(1)	オ	(イ)	高圧蒸気だめ 特記事項	減圧弁及び安全弁を設けること。	必要に応じて減圧弁及び安全弁を設けること。
15	要求水準書 設計・建設業務編	72	第2章	第4節	9				蒸気復水器	空冷式蒸気復水器は、焼却炉が稼働している期間に蒸気の復水を常時行うものとし、空冷式蒸気復水器で夏季の2炉運転で高質ごみを定容量処理する場合（以下「夏季全炉高質ごみ定格運転」という。）において、タービン排気もしくは全量タービンバイパス時の蒸気を復水する能力を持たせること。空冷式蒸気復水器は、提案余熱利用方式により高圧、低圧空冷蒸気復水器構成も可とする。	空冷式蒸気復水器は、焼却炉が稼働している期間に蒸気の復水を常時行うものとし、空冷式蒸気復水器で夏季の2炉運転で高質ごみを定容量処理する場合（以下「夏季全炉高質ごみ定格運転」という。）において、タービン排気もしくは全量タービンバイパス時の蒸気を復水する能力を持たせること。
16	要求水準書 設計・建設業務編	74	第2章	第4節	11	(3)	ウ		処理水水質	導電率[]mS/m以下(25℃)	導電率0.5mS/m以下(25℃)
17	要求水準書 設計・建設業務編	74	第2章	第4節	11	(3)	エ		イオン状シリカ	[]mg/L以下(SiO ₂ として)	0.2mg/L以下(SiO ₂ として)
18	要求水準書 設計・建設業務編	81	第2章	第6節	1	(2)	ア		蒸気タービン 形式	[]	抽気復水タービン
19	要求水準書 設計・建設業務編	81	第2章	第6節	1	(2)	ウ	(ウ)	① 逆送電の可否	逆潮流の可否 否	逆送電の可否 可
20	要求水準書 設計・建設業務編	81	第2章	第6節	1	(2)	オ	(ウ)	蒸気タービン 特記事項	タービン出力は、発電効率、経済性、本施設の運転計画等を総合的に勘案して、提案によるものとする。	蒸気タービン発電機出力は、施設内電力消費量に最大売電電力680kWを加算した出力を考慮した容量とし、基準ごみにおける発電効率、経済性、本施設の運転計画等を総合的に勘案して、提案によるものとする。
21	要求水準書 設計・建設業務編	85	第2章	第6節	2				発電機	発電機（電気設備に含む。）	発電機（第11節9 タービン発電設備に含む。）
22	要求水準書 設計・建設業務編	114	第2章	第11節	9				タービン発電設備	受発電設備の運転方式は、通常運転は電力会社とタービン発電機の並列運転を行うものとする。なお、タービン発電機の休止時は全電力を電力会社からの買電で施設を運転する。	受発電設備の運転方式は、通常運転は電力会社とタービン発電機の並列運転を行うものとし、余剰電力は電力会社へ売電する。なお、タービン発電機の休止時は全電力を電力会社からの買電で施設を運転する。
23	要求水準書 設計・建設業務編	114	第2章	第11節	9	(1)	エ	(ウ)	発電機 特記事項	定格出力は本施設の使用電力を賄える容量とする。なお、電力会社からの買電系統と自動並列投入運転ができるよう計画する。	本設備は本施設の使用電力をまかなったうえで、余剰電力を生じた場合は電力会社へ売電するものとする。また、電力会社からの買電系統と自動並列投入運転ができるよう計画する。ただし、売電電力に関しては、電力会社の指示に従うものとする。
24	要求水準書 設計・建設業務編	115	第2章	第11節	9	(9)			継電器	なし	ウ 逆電力継電器 [一式]
25	要求水準書 設計・建設業務編	122	第2章	第12節	2	(4)	カ		データ処理機能	受電電力量等の電力管理データ	受電、売電電力量等の電力管理データ
26	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第1節					本施設の運転管理	運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章第3節 8 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。	運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章第3節 8 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、業務期間を通じて出力制御に合わせた売電可能量を確保するよう努めること。
27	要求水準書 運営・維持管理業務編	23	第5章						余熱利用管理業務	(1) 余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電電力については、可燃ごみ処理施設での自家消費及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含め、本施設で利用すること。熱については、冬季の事業実施区域内のロードヒーティング等への熱供給を含め、本施設で利用すること。	第1節 本施設の余熱利用管理業務 (1) 余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電電力については、可燃ごみ処理施設での自家消費及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含め、本施設で利用し、余剰電力は売電すること。熱については、冬季の事業実施区域内のロードヒーティング等への熱供給を含め、本施設で利用すること。
28	要求水準書 運営・維持管理業務編	23	第5章						余熱利用管理業務	なし	(2) 余剰電力については、ノンファーム型接続となり最大売電電力は680kWとなるが、電力系統の容量により出力制御されるため電力会社の指定出力で運転できるようにすること。
29	要求水準書 運営・維持管理業務編	23	第5章						余熱利用管理業務	(2) 運営事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に使用電力の最小化（省エネルギー）に努めること。	(3) 運営事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に使用電力の最小化（省エネルギー）に努めること。

余熱利用計画の変更等に伴う募集要項等の変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目						タイトル	修正前 [募集公告公表時点]	修正後
30	要求水準書 運営・維持管理業務 編	23	第5章						余熱利用管理業務	なし	<p>第2節 余熱利用管理</p> <p>1 余熱利用管理計画の作成</p> <p>(1) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画の中で、発電電力量及び売電電力量を含む余熱利用計画について計画すること。</p> <p>(2) 年間運転計画及び月間運転計画は、運転の効率性や安全性、操炉、熱供給を考慮したうえで、売電収入の向上を十分考慮し計画すること。</p> <p>2 余熱利用管理の実施</p> <p>(1) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画に基づき、余熱利用管理を行うこと。</p> <p>(2) 電力会社より売電電力に関する出力制御があった場合には、その指示に従い、適切に管理すること。</p> <p>3 余熱利用管理実施の報告</p> <p>(1) 運営事業者は、月間業務完了報告書において、発電電力量及び売電電力量を含む余熱利用管理について報告すること。</p>
31	最優秀提案者決定基準書	6	3	(2)	ア	表-1	No4		非価格要素審査における評価項目及び配点	<p>①提案施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 本施設の消費電力を賅ったうえで、さらなる焼却廃熱のエネルギーを利用した提案内容が具体的であり、組合の事業費負担の低減に寄与する提案がなされているか。 <p>②地球温暖化対策・エネルギー有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却廃熱を利用した発電により、本施設内の消費電力を賅ったうえで売電できる電力量が多い提案がなされているか。 <p>③売電収入向上に向けた提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 組合に帰属する売電収入の向上に向けた単価、売却先についての提案がなされているか。 <p>④売電の安定性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 売電を安定的に実施できる体制についての提案がなされているか。 不具合への対応等について具体的な提案がなされているか。 	
32	最優秀提案者決定基準書	6	3	(2)	ア	表-1	No21	②	非価格要素審査における評価項目及び配点	<p>②補助金及び交付金申請支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金及び交付金申請支援について具体的かつ適切な提案がなされているか。 	<p>②交付金申請支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付金申請支援について具体的かつ適切な提案がなされているか。

余熱利用計画の変更等に伴う募集要項等の変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目						タイトル	修正前 [募集公告公表時点]	修正後
33	様式集	様式8-4							【評価の視点】	<p>①提案施設 ・本施設の消費電力を賅ったうえで、さらなる焼却廃熱のエネルギーを利用した提案内容が具体的に、組合の事業費負担の低減に寄与する提案がなされているか。</p> <p>②地球温暖化対策・エネルギー有効利用 ・焼却廃熱を利用した発電により、本施設内の消費電力を賅ったうえで発電できる電力量が多い提案がなされているか。</p> <p>1) 処理対象物の焼却廃熱を利用した発電により、本施設内の消費電力を賅ったうえで発電できる電力量「提案発電電力量」を提示してください。その際、計画ごみ処理量22,447t/年と基準ごみ質を前提とした操炉計画を提示した上で発電電力量、消費電力量等のパラメータ（操炉数、入熱負荷等）を提案発電電力量算出根拠として提示してください。 2) 1)の提案発電電力量算出根拠は、各会計年度におけるパラメータの実績値を用いて計画発電電力量を算出する際に採用します。 3) 2)で算出する各会計年度の計画発電電力量については、運営・維持管理業務におけるモニタリング対象とし、当該年度の実発電電力量と比較します。具体的なモニタリング方法等については、募集要項添付資料-4「モニタリング及び対価の減額等について」を参照してください。</p> <p>③売電収入向上に向けた提案 ・組合に帰属する売電収入の向上に向けた単価、売却先についての提案がなされているか。</p> <p>④売電の安定性の確保 ・売電を安定的に実施できる体制についての提案がなされているか。 ・不具合への対応等について具体的な提案がなされているか。</p>	
34	様式集	様式8-21							【評価の視点】	<p>②補助金及び交付金申請支援 ・補助金及び交付金申請支援について具体的かつ適切な提案がなされているか。</p> <p>②交付金申請支援 ・交付金申請支援について具体的かつ適切な提案がなされているか。</p>	
35	建設工事請負契約書(案)	1	第1章	第5条	1				(通知等)	<p>第5条 本請負契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本請負契約に特に定める場合を除き、書面により行う。</p> <p>第5条 本請負契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本請負契約に特に定める場合を除き、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（ただし、建設業法その他の法令に違反しない場合で、書面の交付に準ずるものとして発注者が認めたものに限る。）により行う。</p>	
36	建設工事請負契約書(案)	6	第2章	第23条	1	(2)			(発注者の行う事項)	<p>(2)本施設の交付金及び補助金申請手続</p> <p>(2)本施設の交付金申請手続</p>	
37	建設工事請負契約書(案)	17	第6章	第54条	1				(試運転)	<p>第54条 受注者は、プラント掘付工事が完了したときには、速やかにその旨を発注者に通知し、要求水準書設計・建設業務第1章第7節に定めるところ及び発注者受注者協議の上あらかじめ作成した試運転実施要領書に従い、本施設の試運転を実施する。なお、試運転により得られる有価物の売却収益は、発注者に帰属する。</p> <p>第54条 受注者は、プラント掘付工事が完了したときには、速やかにその旨を発注者に通知し、要求水準書設計・建設業務第1章第7節に定めるところ及び発注者受注者協議の上あらかじめ作成した試運転実施要領書に従い、本施設の試運転を実施する。なお、試運転により得られる売電収入及び有価物の売却収益は、発注者に帰属する。</p>	
38	建設工事請負契約書(案)	18	第6章	第55条	1				(運転指導)	<p>第55条 受注者は、本施設に配置される予定の運営事業者の従業員に対し、本施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱い（点検業務を含む。）について、あらかじめ要求水準書設計・建設業務編第1章第7節に定めるところ及び発注者の承諾を得た教育指導計画書等に基づき、その費用と責任において、教育及び指導（以下「運転指導」という。）を行わなければならない。なお、運転指導により得られる有価物の売却収益は、発注者に帰属する。</p> <p>第55条 受注者は、本施設に配置される予定の運営事業者の従業員に対し、本施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱い（点検業務を含む。）について、あらかじめ要求水準書設計・建設業務編第1章第7節に定めるところ及び発注者の承諾を得た教育指導計画書等に基づき、その費用と責任において、教育及び指導（以下「運転指導」という。）を行わなければならない。なお、運転指導により得られる売電収入及び有価物の売却収益は、発注者に帰属する。</p>	
39	運営業務委託契約書(案)	1	第1章	第3条	1				(通知等)	<p>第3条 本委託契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本委託契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、書面により行う。</p> <p>第3条 本委託契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本委託契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（ただし、法令に違反しない場合で、書面の交付に準ずるものとして発注者が認めたものに限る。）により行う。</p>	

余熱利用計画の変更等に伴う募集要項等の変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前 [募集公告公表時点]	修正後
			第2章	第3節	第29条	1			
40	運營業務委託契約書(案)	7	第2章	第3節	第29条	1	(年間運転調達計画書及び月間計画書)	第29条 受注者は、要求水準書に定めるところに従い、毎年10月末までに(ただし、運営期間の初年度については運営期間の開始前に)、翌会計年度の年間運転計画書及び年間調達計画書(以下「年間運転調達計画書」と総称する。)を作成して発注者に提出し、その承諾を得なければならない。	第29条 受注者は、要求水準書に定めるところに従い、毎年10月末までに(ただし、運営期間の初年度については運営期間の開始前に)、翌会計年度の年間運転計画書及び年間調達計画書(以下「年間運転調達計画書」と総称する。)を作成して発注者に提出し、その承諾を得なければならない。なお、年間運転計画書には、第43条の2に基づく発電に係る電力計画量及び同条に定める売電電力(発電した電力から本施設で利用した電力を除いたものをいう。以下同じ。)の販売計画量を含む余熱利用計画に関する内容を含めなければならない。
41	運營業務委託契約書(案)	8	第2章	第3節	第29条	4	(年間運転調達計画書及び月間計画書)	4 受注者は、毎月20日までに(ただし、運営期間の最初の月については運営期間の開始前に)翌月の月間運転計画書及び月間調達計画書を作成して発注者に提出し、その承諾を得なければならない。	4 受注者は、毎月20日までに(ただし、運営期間の最初の月については運営期間の開始前に)翌月の月間運転計画書及び月間調達計画書を作成して発注者に提出し、その承諾を得なければならない。なお、月間運転計画書には、第43条の2に基づく発電に係る電力計画量及び同条に定める売電電力の販売計画量を含む余熱利用計画に関する内容を含めなければならない。
42	運營業務委託契約書(案)	8	第2章	第3節	第31条	1	(月間業務完了報告書)	第31条 受注者は、運営期間中毎月、運営・維持管理業務の履行の結果をまとめた月間業務完了報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出しなければならない。	第31条 受注者は、運営期間中毎月、運営・維持管理業務の履行の結果をまとめた月間業務完了報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出しなければならない。なお、月間業務完了報告書には、第43条の2に基づく発電に係る電力量及び同条に定める売電電力の販売量の実績値を含む、余熱利用管理に関する報告を含めなければならない。
43	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第5節	第42条の2		(計画売電電力量の未達に対する運営固定費の減額)	なし	第42条の2 受注者は、毎年度経過後速やかに、計画売電電力量達成ポイント(第43条の2第3項に基づき発注者から通知を受けた実売電電力量を事業提案書において提案された当該年度の計画年間売電電力量で除した数に100を乗じた数から100を除いた数をいう。以下同じ。)等を記載した計画売電電力量達成状況報告書を発注者に提出する。 2 計画売電電力量達成ポイントがマイナス5以下となった場合又は連続する会計年度にかかる計画売電電力量達成ポイントの合計(ただし、既に本項に基づく減額の根拠となった計画売電電力量達成ポイントは除く。)がマイナス5以下となった場合は、発注者は、別紙2に定めるところにより、運営固定費を減額することができる。ただし、電力会社より出力制御の指示があった場合を含め、計画売電電力量の未達が受注者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを受注者が明らかにし、発注者がこれを認めた場合には、この限りではない。
44	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第6節				提案施設の運転	提案施設及び発電設備の運転
45	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第6節	第43条の2		(発電設備の運転)	なし	第43条の2 受注者は、本施設を運転することにより発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、売電電力を電気事業者に販売する。当該売電収入(売電電力の電気事業者への販売により得られた収入をいう。以下同じ。)は発注者に帰属するが、販売に係る手続等(電気事業者との契約の締結を含むが、これに限られない。)は、受注者がその費用と責任において行う。 2 受注者は、売電電力の増加及び売電収入の向上に、可能な限り努めるものとする。 3 発注者は、受注者に対し、毎月の実売電電力量を通知する。

余熱利用計画の変更等に伴う募集要項等の変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目						タイトル	修正前 [募集公告公表時点]	修正後
46	運營業務委託契約書 (案)	30	別紙 2	5					計画売電電力量 未達減額措置	なし 5 計画売電電力量未達減額措置 (1) 発注者における実績処理対象物量及び実績ごみ質並びに実売電電力量の確認 毎月の実績処理対象物量及び実績ごみ質は、受注者の月間業務完了報告書により発注者が確認する。また、各年度終了時には、当該年度において受注者が処理をした実績処理対象物量及び実績ごみ質が計画範囲内であることを確認する。また、発注者は毎月の実売電電力量を確認する。 (2) 計画売電電力量の達成状況の確認 発注者は受注者が提出する計画売電電力量達成状況報告書の内容を確認した結果、当該単年度又は連続する各事業年度の計画売電電力量達成ポイントが累積で-5ポイント以下に達した場合、ペナルティとして、当該単年度或いは累積で-5ポイント以下に到達した年度の最終月の運營業務委託費から累積年度の未達成量に当該年度の1kWhあたりの売電単価に50%を乗じた額を控除して支払うただし、電力会社より出力制御の指示があった場合を含め、計画売電電力量の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにし、発注者がこれを認めた場合には、この限りではない。 なお、ペナルティを与えた年度の計画売電電力量達成ポイントは次年度に持ち越さないものとする。	
47	第2回募集要項等に関する質問への回答 (No22)	1/1	No22						許可業者の混載 扱いに関する回 答	前段について、許可業者は可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみともに添付資料-14における直接搬入・民間に含まれています。台数は確認できておりません。また、車種については添付資料-13を参照してください。 後段について、許可業者は混載扱い対象外ですが、直接搬入荷下ろしヤードの対象には含まれます。 前段について、許可業者は可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみともに添付資料-14における直接搬入・民間に含まれています。台数は確認できておりません。また、車種については添付資料-13を参照してください。 後段について、許可業者は不燃ごみと粗大ごみの組合せの混載扱い対象ですが、可燃ごみと他のごみの混載はありません。一方、直接搬入荷下ろしヤードの対象には含まれません。なお、許可業者の搬入ごみに関する現状は以下のとおりです。 南部清掃工場：可燃ごみのみ搬入されることから、混載搬入なし 北部粗大ごみ処理工場：ほとんどが不燃ごみと粗大ごみの混載搬入	
										以下余白	

※上記修正に伴い、様式集様式6-4についても修正を反映しています。